

判決年月日	平成25年1月30日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成24年（行ケ）第10233号		
○ 発明の名称を「抗菌性ガラスおよび抗菌性ガラスの製造方法」とする発明について、 審決の引用発明の認定に誤りがあるとして、拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決が 取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項

本件は、発明の名称を「抗菌性ガラスおよび抗菌性ガラスの製造方法」とする発明について、拒絶査定不服審判請求を行ったが、請求不成立の審決がされたため、その取消しを求めている事案である。

審決は、主引用例である引用例1の特許請求の範囲の請求項1及び実施例1には、「硼珪酸塩系の溶解性硝子からなる硝子水処理材」に関する発明が記載されていると認定した。これに対し、本判決は、引用例1の「特許請求の範囲の請求項1及び実施例の記載によれば、溶解性ガラスとして「 P_2O_5 を含む磷酸塩系ガラス」のみが記載され、他の溶解性ガラスの記載はない。請求項1には、溶解性ガラスは、形状、最長径、金属イオンの含有量などと共に、 P_2O_5 の含有量が特定されており、発明の詳細な説明には、溶解性ガラスの形状及び組成を厳選した旨の記載がある（段落【0012】）。以上によると、引用例1の請求項1及び実施例1において、溶解性ガラスとして硼珪酸塩系ガラスを含んだ技術に関する開示はない。」と認定し、上記請求項1及び実施例1に基づく審決の引用発明の認定に誤りがあるとして、審決を取り消した。